

議案参考資料
令和 7 年 6 月定例会

市議第 4 号

宮津市議会委員会条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

会派構成の変更及び議会情報の発信強化のため、常任委員会（議会情報化委員会）の委員の定数を改正するもの。併せて常任委員の任期の終期の取扱いについて、規定整備を行うもの。

◆提案の概要

〔主な改正条文と改正内容〕

- ・第 2 条（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）
議会情報化委員会の定数 6 人→7 人

- ・第 3 条（常任委員の任期）
2 年 →選任の日から翌々年の 2 回目に招集される定例会の閉会日の前日まで

※任期の終期を、議員改選後の翌々年の 6 月議会定例会閉会日の前日と、議員の任期の末日とに調整する規定を新設。また、第 3 条改正に伴い不要となる第 5 条（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）を削除とする。

◆施行日

公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

議事調査課 議事調査係（45-1639）

添付資料

・新旧対照表

宮津市議会委員会条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号及び第2号の常任委員会が所管する事項には、第3号から第5号までの常任委員会が所管する事項は含まないものとする。 (1)～(4) (略) (5) 議会情報化委員会 <u>6人</u> 議会広報誌の編集及び発行に関する事項、議会広報の調査及び研究に関する事項並びに議会報告会に関する事項 (常任委員の任期) 第3条 常任委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 <u>2</u> 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (議会運営委員会の設置) 第4条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、4人とする。 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号及び第2号の常任委員会が所管する事項には、第3号から第5号までの常任委員会が所管する事項は含まないものとする。 (1)～(4) (略) (5) 議会情報化委員会 <u>7人</u> 議会広報誌の編集及び発行に関する事項、議会広報の調査及び研究に関する事項並びに議会報告会に関する事項 (常任委員の任期) 第3条 常任委員の任期は、<u>選任の日から翌々年の2回目に招集される定例会の閉会の日の前日まで</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 <u>2 前項の場合において、当該常任委員の任期の末日が、議員改選後の翌々年の2回目に招集される定例会の閉会の日の前日を越える場合(当該前日までに選任された常任委員に限る。)にあっては当該前日までを、議員の任期の末日を越える場合にあっては当該末日までを任期とする。</u> <u>3</u> 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (議会運営委員会の設置) 第4条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、4人とする。 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

第5条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に常任委員である者及び議会運営委員である者の任期は、令和8年7月9日までとする。